

水総発第61号
令和4年11月1日

鶴岡市上下水道事業経営審議会
会長 平 智 様

鶴岡市長 皆川 治

下水道事業受益者負担金等に係る低所得者対策の導入について

本市下水道等事業（公共下水道、集落排水、浄化槽の各事業）の経営健全化を図るため、鶴岡市上下水道事業経営審議会条例（平成28年3月24日条例第21号）第2条に基づき、下水道事業受益者負担金等に係る低所得者対策を導入することについて、審議会の意見を求めます。

(諮問の理由)

本市下水道事業については、旧鶴岡市において昭和47年度から公共下水道事業に着手し、以降は各地域の特性や実情に応じた事業の拡大に努めてまいりました。

下水道事業の施設整備に必要な財源については、国からの補助金や地方債のほか、その施設整備により利益を受ける住民等から事業費の一部としてご負担いただく受益者負担により賄われております。

そのうち、公共下水道事業受益者負担金及び集落排水事業分担金(以下「負担金等」という。)については、賦課額を一括又は5年間に分割して納付するよう本市条例に定めております。

一方、全国的に人口減少や少子高齢化が進行するなか、令和元年度に当審議会へ公共下水道事業受益者負担金について諮問した際には、附帯意見として、「高齢者世帯増加等の社会情勢を考慮し、負担金徴収等について柔軟な制度の適用を図る」よう要望いただいております。

さらには、景気低迷や新型コロナウイルス感染症の影響等により、今後は高齢者世帯のほか低所得者に該当する受益者が負担金等の納付に苦慮する事例も多くなると見込まれます。

同事業の目的である生活環境の改善を図るためには、速やかな施設整備とともに水洗化を促進することが重要であり、そのためには社会情勢や受益者の事情に一層配慮した対応が必要と考えられます。

つきましては、令和5年度から適用される下水道事業受益者負担金等に係る低所得者対策の導入について、審議会の委員の皆様からご審議のうえ、ご意見を伺いたく諮問いたします。

第 15 回

鶴岡市上下水道事業経営審議会資料

(下水道事業受益者負担金等に係る低所得者対策の導入について)

1. 下水道事業に係る受益者負担制度について

- (1) 受益者負担制度の考え方 P1
- (2) 本市下水道事業における受益者負担制度 P1
- (3) 負担金等の一覧 P2

2. 諮問事項

- 下水道事業受益者負担金等に係る低所得者対策の導入について . P3

令和 4 年 11 月 1 日

鶴岡市上下水道部下水道

1. 下水道事業に係る受益者負担制度について

(1) 受益者負担制度の考え方

下水道事業には、「受益者負担」という制度が採用されている。

これは、下水道施設等の整備には多額の事業費を要する一方、施設整備により利益を受ける範囲は、道路や公園など誰もが利用できる施設とは異なり、整備された地区内に限定されることから、受益者に対しては利益を受ける限度において事業費の一部として負担を求めるものである。

(2) 本市下水道事業における受益者負担制度

本市の下水道事業は、「公共下水道事業」、「集落排水事業」、「浄化槽事業」と大きく3事業に分類されるが、いずれも受益者負担として「受益者負担金」または「分担金」(以下「負担金等」という。)を賦課するよう各条例に定めている。

①公共下水道事業受益者負担金

公共下水道事業では都市計画法で受益者負担が規定されるとともに、「鶴岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例」（平成 17 年 10 月 1 日条例第 239 号）により賦課及び納付について定めている。

現在、本市で受益者負担金を賦課する際は、事業費の一部及び整備対象となる土地面積を基に土地1㎡あたりの負担金単価を設定したうえ、各受益者に対し所有する土地面積に単価を乗じた額を賦課する手法を主に採用している。

②集落排水事業分担金

集落排水事業では地方自治法で受益者からの分担金が規定されるとともに、「鶴岡市集落排水事業分担金徴収条例」（平成 17 年 10 月 1 日条例第 239 号）で賦課及び納付について定めている。

現在、本市で分担金を算定する際は、事業費の一部及び当該地区の受益者数を基に二戸あたりの分担金単価を設定したうえ、各受益者に賦課している。

③浄化槽事業分担金

浄化槽事業では②と同じく地方自治法で受益者からの分担金が規定されるとともに「鶴岡市浄化槽事業分担金徴収条例」（平成 17 年 10 月 1 日条例第 146 号）で賦課及び納付について定めている。

現在、本市で分担金を算定する際は、事業費の一部相当額として一基あたりの分担金単価を設定したうえ、各受益者に賦課している。

(3) 負担金等の一覧

① 公共下水道事業受益者負担金

地域	負担区または名称	面積単価 (円/㎡)	平等割額 (円/件)	備考等
鶴岡地域	中央負担区	164		
	工業団地負担区	40		
	第2中央負担区	418		
	第3中央負担区	418		
	中西部負担区	418		
	湯野浜負担区	378		
	第4中央負担区	466		
	文下負担区	372		
	南部・大山負担区	436		
	第5中央負担区	480		
	西部負担区	436		
	第6中央負担区	480		
	第7中央負担区	480		
	遠賀原負担区	436		
	市街化区域内負担区	480		
	市街化調整区域内負担区	436		
	湯野浜第2負担区	272		
	市街化調整区域内第2負担区	266		
	小壑負担区	400		
	北部負担区	258		
市街化調整区域内第3負担区	210			
西郷負担区			218,800	
藤島地域	公共下水道事業受益者負担金	300	200,000	地籍割分は上限10万円
羽黒地域	手向・坂ノ下地区		184,000	
	東部地区	150	82,000	
	東部(増川新田)地区	150	82,000	
	西部地区	43	184,000	
	下川代地区	43	184,000	
楡引地域	第1事業区域受益者負担金		333,200	法人・企業・事業所など
			285,100	上記以外
	第2事業区域受益者負担金		349,500	法人・企業・事業所など
			299,000	上記以外
	第3事業区域受益者負担金		349,500	法人・企業・事業所など
		299,000	上記以外	
	公共下水道事業受益者負担金		349,500	法人・企業・事業所など
			299,000	上記以外
朝日地域	公共下水道事業受益者負担金		170,000	
温海地域	温海処理区	229		都市計画区域内
	鼠ヶ関処理区	230		都市計画区域内
	早田地区		130,000	都市計画区域外
	小岩川地区		130,000	都市計画区域外
	大岩川地区		130,000	都市計画区域外

② 集落排水事業分担金

地域	負担区または名称	分担金額 (円/件)
鶴岡地域	上郷地区	265,028
	西目地区	316,754
	田川地区	267,205
	由良地区	158,071
	田川地区(上清水・中清水・下清水)	315,000
藤島地域	全域	340,000
羽黒地域	モデル事業地区	20,000
	猪俣新田地区	60,000
	羽黒北部地区	120,000
	上記以外	135,000
楡引地域	田代地区	法人等
	黒川地区	349,500
	松根地区	上記以外
	たらのき代地区	299,000
朝日地域	全域	170,000
温海地域	全域	130,000

③ 浄化槽事業分担金

地域	分担金額 (円/件)
藤島地域	300,000
楡引地域	299,000
朝日地域	170,000
温海地域	130,000

2. 諮問事項

下水道事業受益者負担金等に係る低所得者対策の導入について

本市における負担金等の取扱については、「鶴岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例」など各条例に必要事項を定めている。

そのうち、公共下水道事業受益者負担金及び集落排水事業分担金においては、受益者が負担金等を納付する際は、原則一括又は5年間に分割し納付する^{※2}こととなっている。

※1 公共下水道分については個人所有かつ2,000㎡以上の土地に限り8年分割を可能としている。

しかし、全国的に人口減少や少子高齢化が進行するなか、とりわけ今後下水道整備を予定する郊外地区においても軒並み高齢化が進行しており、令和元年度に当審議会へ公共下水道事業受益者負担金について諮問した際には、下記のとおり意見を附して答申いただいたものである。

〈令和元年11月22日付答申書 抜粋〉

【附帯意見】

○今後想定される人口減少や高齢者世帯増加等の社会情勢を鑑み、受益者負担区域の設定や負担金の徴収については、対象地区の実情に配慮した柔軟な制度の適用が図られることを要望します。

また、依然として景気の低迷が続くなか、新型コロナウイルス感染症による地域経済への打撃や物価の高騰等も重なり、今後は低所得者に該当する受益者が負担金等の納付に苦慮するケースも多くなるものと見込まれる。

よって、社会情勢の変化や受益者の経済性等に配慮した制度として、新たに下記制度を導入する。

〈改正内容〉

○公共下水道事業受益者負担金及び集落排水事業分担金に係る納付方法の改正

〔旧〕一括又は20回払（年4回×5年）で納付する。

〔新〕一括又は20回払（年4回×5年）で納付する。ただし受益者及び生計を同一にする世帯員全員が市県民税非課税である場合は、申出により8年に分割して納付することができる。

当制度を導入した場合、一回及び一年間あたりの納付額は下記イメージのとおりとなる。

【参考】改正前後における納付イメージ (負担金等総額を 258,000 円と仮定)

[旧] 現行制度による納付例		[新] 制度改正後の納付例	
年間納付額	51,600 円 (12,900 円×4 回)	年間納付額	32,000 円 (8,000 円×4 回)
総 額	51,600 円× <u>5 年</u> = 258,000 円	総 額	32,000 円× <u>8 年</u> = 258,000 円

<導入による効果>

- 一回及び一年間あたりの納付額が軽減されることにより、低所得者等の経済状況に応じた納付が可能となる。
- 当制度は分割期間の延長により経済性・利便性等のサービスを向上するものであり、負担金等の総額自体を減ずるものではないため、整備済地区の受益者との公平性を確保するとともに負担の均衡を図ることができる。

